

指定管理候補者の選定結果について

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を指定管理者に行わせるにあたり、中央区役所政策企画課所管の旧日本銀行新潟支店長役宅について、施設の設置目的をより効果的・効率的に達成するため、平成19年8月12日より事業者を公募していましたが、以下のとおり候補者を選定しました。

施設名	旧日本銀行新潟支店長役宅
所在地	新潟市中央区西大畑町5218番地1
旧日本銀行 新潟支店長役宅 指定管理者 選定委員会	委員長 坂上 義興 新潟日報社事業局文化事業部長 副委員長 阿部 愛子 新潟市中央区長 委員 寺尾 仁 新潟大学工学部准教授 委員 菊野 麻子 フリーアナウンサー
指定管理者 (候補者)	団体名 新潟絵屋・新潟ビルサービス特定共同企業体 代表者名 鈴木 英介(株式会社新潟ビルサービス代表取締役) 所在地 新潟市中央区上大川前通9番町1269番地
指定期間 (予定)	平成20年4月1日～平成25年3月31日
選定理由	<p>旧日本銀行新潟支店長役宅の指定管理者選定にあたっては、4団体から応募があり、選定委員会での審査を経て、上記のとおり指定管理者の候補者を決定しました。</p> <p>選定理由としては、公募要項で定めた各評価項目について、事業計画書の記載内容が具体的で、総合的に見て、安定的な施設管理と自主事業運営が行われることを期待できる点が評価されました。</p> <p>特に、市民が芸術文化活動に触れ、参加する機会を提供する自主事業に関する提案は、施設の設置目的に合致し、来館者にとって魅力ある内容であること、自主事業費を自主財源で賄う計画でありその実現性が高いことが高く評価され、また、美術作品の展覧会の企画・開催等の活動を行うNPO法人と施設の維持管理業務を本業とする企業からなる特定共同企業体であるため、お互いの専門分野で培ったノウハウを持ち寄ることで、これまでの各団体の経験を活かした効率的な管理運営を行うことができる点も評価されました。</p> <p>なお、各評価項目ごとの評価結果は別表のとおりです。</p>
選定スケジュール	<p>公募要項周知期間 平成19年8月12日～31日</p> <p>公募説明会及び施設説明会 平成19年8月23日</p> <p>応募登録の受付 平成19年8月27日～31日</p> <p>公募に関する質疑の受付 平成19年8月27日～9月3日</p> <p>公募に関する質疑の回答 平成19年9月10日</p> <p>提案書類の受付 平成19年9月25日～26日</p> <p>選定委員会 一次審査(書類審査) 平成19年10月18日 二次審査(公開プレゼンテーション) 平成19年10月30日</p> <p>市議会平成19年12月定例会での審議・議決を経て、指定管理者に指定されました。</p>
所管部署	中央区役所政策企画課 担当:文化・スポーツ係 川村 電話:025-223-7041(直通) E-mail:seisaku.c@city.niigata.lg.jp

別表(評価結果)

評価項目	配点	評価点			
		候補者	A	B	C
応募団体の評価(10点×4委員)	40	37	24	29	22
施設の評価と運営の基本方針(10点×4委員)	40	36	25	27	21
施設の評価(5点×4委員)	20	17	12	14	11
運営の基本方針(5点×4委員)	20	19	13	13	10
施設の運営に関する業務についての提案(30点×4委員)	120	104	64	56	50
ア 市民が芸術文化活動に触れ、参加する機会の提供(自主事業)について(20点×4委員)	80	72	40	36	32
イ 施設の利用(一般公開,貸館,その他)の促進について(10点×4委員)	40	32	24	20	18
施設の維持管理に関する業務についての提案(10点×4委員)	40	34	30	30	20
運営組織についての提案(30点×4委員)	120	99	79	77	45
ア 運営組織の構造及び人員の配置と職能について					
運営組織と人員の配置について(10点×4委員)	40	34	26	26	16
施設運営の責任者及び副責任者の職権・職能について(5点×4委員)	20	17	14	11	9
イ 職員の資質の向上・継承について(5点×4委員)	20	17	11	12	7
ウ 災害及び事故対策について(5点×4委員)	20	17	14	14	7
エ 苦情への対応・個人情報保護に関する取り組みについて(5点×4委員)	20	14	14	14	6
収支予算についての提案(10点×4委員)	40	29	22	22	16
合 計	400	339	244	241	174

各項目とも以下のとおり5段階評価した。

5・・・非常に優れている。

4・・・優れている。

3・・・標準的である(一定の成果が期待できる)。

2・・・十分な成果を期待できない。(かなり不十分である)

1・・・ほとんど成果を期待できない。(全く不十分である。)

配点が10点の項目は2倍,20点の項目は4倍した数値を評価点とする。

委員1人あたり100点を満点とし,4委員合計で400点満点とする。